

「(参考) とび・土工工事」および「(参考) 解体工事」の工事経歴書を作成する際のご注意  
(事業年度が平成28年6月1日をまたぐ方へ)

事業年度が28年6月1日をまたぐ場合であっても、とび・土工工事業または解体工事業の経審を申請する(または経審において移行元とする)ために、「(参考) とび・土工工事」および「(参考) 解体工事」の工事経歴書を作成する際には、

・「(参考) とび・土工工事」には  
「当該事業年度全体を通して、完成工事高に計上したとび・土工・コンクリート工事」を、

・「(参考) 解体工事」には  
「当該事業年度全体を通して、完成工事高に計上した解体工事」を、

それぞれ記載する必要があります。

「(参考) とび・土工工事」や、「(参考) 解体工事」の工事経歴書には、「5月31日以前に請け負ったとび・土工・コンクリート工事または解体工事のみ記載すればよい」わけではありませぬので、お間違えのないようにお願いします。

詳しい工事経歴書の作成方法は、次のページの通りですので、よくご確認の上、工事経歴書を作成して頂きますようお願いいたします。

## 「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」の工事経歴書を作成される方へ

平成28年6月より、解体工事が、とび・土工・コンクリート工事から分離されました。

これに伴い、請け負った解体工事を、事業年度終了届に添付する工事経歴書に記載する際は、平成28年5月以前に請け負った解体工事は、とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書に記載し、平成28年6月以降に請け負った解体工事は、解体工事の工事経歴書に記載します。

いずれか一方の許可を受けていない場合は、許可を受けていない方の業種に記載するものとされている工事は、その他工事の工事経歴書に含めて記載します。

請け負った時期が… 平成28年5月以前 ← | → 平成28年6月以降

とび・ 土工	とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書に記載	※とび、土工工事業の許可を受けていない場合は、 その他工事の工事経歴書に含めて記載
解体	とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書に含めて記載 ※とび、土工工事業の許可を受けていない場合は、 その他工事の工事経歴書に含めて記載	解体工事の工事経歴書に記載 ※解体工事業の許可を受けていない場合は、 その他工事の工事経歴書に含めて記載

様式第三号(直前3年の各事業年度における工事施工金額)についても、上記と同様の基準で、業種別に工事施工金額を記載してください。

### 「(参考)とび・土工工事」「(参考)解体工事」の工事経歴書について

とび・土工工事業または解体工事業の経営事項審査をいずれか一方でも申請する予定の方や、とび・土工・コンクリート工事または解体工事を移行元として、完成工事高の移行を行う予定の方は、通常の要領で作成したとび・土工工事業および解体工事業の工事経歴書とは別に、“参考様式”として、「(参考)とび・土工工事」「(参考)解体工事」の2種類の工事経歴書を、必要に応じて追加作成します。

#### ・「(参考)とび・土工工事」

…平成28年5月31日以前に請け負ったものも含めて、当該事業年度の完成工事高に計上したとび・土工・コンクリート工事だけを記載した工事経歴書

#### ・「(参考)解体工事」

…平成28年5月31日以前に請け負ったものも含めて、当該事業年度の完成工事高に計上した解体工事だけを記載した工事経歴書

(経審を申請する際の記載要領に則って作成します。また、作成が必要なものは、該当工事なしでも作成します。)

#### ■事業年度の時期によって、作成が必要な工事経歴書の種類が異なります。

当該事業年度が平成28年5月以前に開始		→	「(参考)とび・土工工事」 「(参考)解体工事」 を両方とも作成	
当該事業年度が平成28年6月以降に開始	平成28年5月以前に請け負った解体工事※を計上している。(当該工事が通常の「とび・土工・コンクリート工事」「その他工事」の工事経歴書に含まれている)	→		
当該事業年度が平成28年6月以降に開始	平成28年5月以前に請け負った解体工事※を計上していない。	とび・土工工事業	解体工事業	
		許可あり	許可なし	→ 「(参考)解体工事」を作成
		許可なし	許可あり	→ 「(参考)とび・土工工事」を作成
		許可あり	許可あり	→ どちらも不要

※平成28年5月以前に請負契約を締結した解体工事で、同年6月以降～当期末に完成したものや、工事進行基準により当期の完成工事高に計上したものが相当します。

#### ■事業年度の時期によって、作成した「(参考)とび・土工工事」「(参考)解体工事」の工事経歴書を添付する書類が異なります。

- 平成28年5月以前に事業年度終了届を提出した年度については、経営事項審査申請書に添付します。
- 平成28年6月以降に事業年度終了届を提出する年度については、事業年度終了届の提出時に添付します。  
(すでに提出した事業年度については、差替願による差替の扱いとなります。)